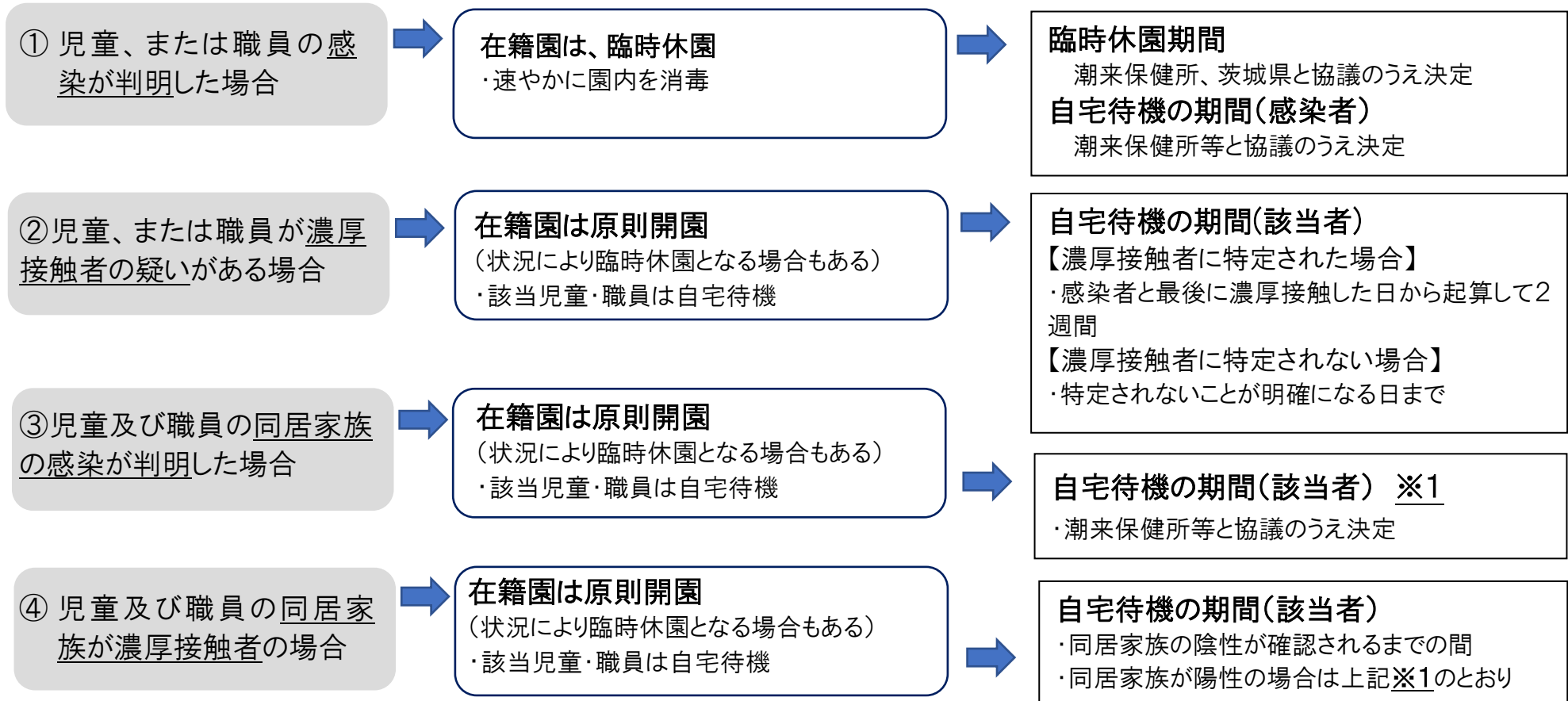


## 新型コロナウイルス感染症が発生した場合の幼児教育・保育施設における対応フロー（認定こども園用）

○新型コロナウイルス感染症については、依然として感染拡大への注意が必要な状況が続いており、市内幼児教育・保育施設では基本的な感染防止策の徹底等を継続し開園しておりますが、新型コロナウイルス感染症が発生した場合は、茨城県及び関係機関と協議のうえ、下記の対応となります。



◎上記に関わらず、国・県の要請、または感染拡大状況等により、対応が変更になる場合があります。

【厚生労働省が示している新型コロナウイルスに関する Q&A の「医療機関に入院した場合の退院基準」を基に目安を作成したものです。】